

○島根県幼保連携型認定こども園の認可に関する規則

平成26年12月5日

島根県規則第84号

島根県幼保連携型認定こども園の認可に関する規則をここに公布する。

島根県幼保連携型認定こども園の認可に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成26年政令第203号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年／内閣府／文部科学省／厚生労働省／令第2号。以下「府省令」という。）及び島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年島根県条例第46号）に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置の届出等)

第2条 法第16条の規定による設置の届出は、事業開始の予定日から起算して90日前までに、幼保連携型認定こども園設置届出書（様式第1号）により行わなければならない。

2 法第17条第1項の規定による設置の認可の申請は、事業開始の予定日から起算して90日前までに、幼保連携型認定こども園設置認可申請書（様式第2号）により行わなければならない。

(廃止又は休止の届出等)

第3条 法第16条の規定による廃止又は休止の届出は、廃止し、又は休止しようとする日から起算して90日前までに、幼保連携型認定こども園廃止（休止）届出書（様式第3号）により行わなければならない。

2 法第17条第1項の規定による廃止又は休止の認可の申請は、廃止し、又は休止しようとする日から起算して90日前までに、幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書（様式第4号）により行わなければならない。

(設置者の変更の届出等)

第4条 法第16条の規定による設置者の変更の届出は、変更しようとする日から起算して90日前までに、幼保連携型認定こども園設置者変更届出書（様式第5号）により行わなければならない。

2 法第17条第1項の規定による設置者の変更の認可の申請は、変更しようとする日から起算して90日前までに、幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書（様式第6号）により行わなければならない。

（身分を示す証明書）

第5条 法第19条第2項に規定する証明書は、様式第7号によるものとする。

（教育・保育等に関する情報の提供）

第6条 法第28条に規定する周知は、インターネットの利用、新聞への掲載その他の方法により行うものとする。

2 法第28条に基づき提供する情報の項目は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 法第4条第1項各号に掲げる事項
 - （2） 園児の1日の活動内容
 - （3） 利用料の額
 - （4） 職員配置の状況
 - （5） 施設設備の概要
 - （6） 満3歳以上の園児について編制する学級数
- （変更の届出）

第7条 法第29条第1項又は府省令第15条第2項の規定による変更の届出は、変更しようとする日から起算して30日前までに、幼保連携型認定こども園変更届出書（様式第8号）により行わなければならない。ただし、保育を必要とする子どもに係る利用定員若しくは保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員を一時的に変更する場合であって、その変更の合計の数が10人を超えない数であるとき、又は前条第2項第2号若しくは第4号の事項のみを変更する場合については、この限りでない。

（運営の状況報告）

第8条 法第30条第1項に規定する報告は、毎年6月末日までに幼保連携型認定こども園運営状況報告書（様式第9号）により行わなければならない。

附 則

この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。